地価公示・地価調査の概要

	地 価 公 示	地 価 調 査
根拠法令	地価公示法第2条第1項	国土利用計画法施行令第9条第1項
目的	都市及びその周辺の地域等におい	地価公示と併せて、国土利用計画
	て、標準地を選定し、その正常な価格	法による土地取引規制の基準及び一
	を公示することにより、一般の土地の	般の土地取引価格の指標とする。
	取引価格に対し指標を与え、及び公共	
	の利益となる事業の用に供する土地に	
	対する適正な補償金の額の算定等に資	
	し、もって適正な地価の形成に寄与す	
	る。	
実施主体	国(土地鑑定委員会)	都道府県知事
価格の名称	公示価格	標準価格
地点(画地)の	標準地	基準地
名 称	In the course of	A demail (a a demail)
調査対象区域	地価公示法第2条第1項の都市計画	全市町村(33市町村)
	区域を定める省令第1条別表に掲げる 市町村の都市計画区域内(25市町村)	
調査の内容	毎年1回、調査対象区域内の宅地及	毎年1回、調査対象区域内の宅地、
	び宅地見込地について、標準的な土地	宅地見込地及び林地について、標準
	(標準地)の正常な価格(自由な取引	的な土地(基準地)の正常な価格を
	が行われるとした場合におけるその取	判定し、公告(県報公告)する。
	引について通常成立すると認められる	
	価格)を判定し、公示する。	
調査の方法	国(土地鑑定委員会)が標準地を選	知事が基準地を選定し、不動産鑑
	定し、2人以上の不動産鑑定士の鑑定	定士の鑑定評価を求め、その結果を
	評価を求め、その結果を審査し、必要	審査し、必要な調整を行って、当該
	な調整を行って、当該標準地の単位面 積当たりの公示価格を判定する。	基準地の単位面積当たりの標準価格
 価格判定の	1項コにソップムが開催を刊足りる。	を判定する。
基準日	1月1日	7月1日
公表日	3月下旬	9月下旬
地点数	令和4年	令和4年度
	宅地及び宅地見込地 186 地点	宅地及び宅地見込地 343 地点
	計 186 地点	林 地 11 地点
		計 354 地点